

開催日時	平成26年10月21日 午後1時～同4時	開催場所	とぎつカナリーホール
参加人数	370名	主催	長崎県労働災害防止団体等連絡協議会
		後援	厚生労働省長崎労働局、長崎県

長崎県産業安全衛生大会

長崎県産業安全衛生大会は、全産業の労働者の安全と健康づくりを目指して、経営首脳者、安全・衛生管理者等関係者が一堂に集い、「災害ゼロ」「危険ゼロ」を合い言葉に労働災害防止意識の向上を図ることを目的として実施しています。

大会は、長崎県労働災害防止団体等連絡協議会が主催となり、毎年開催され本年度で16回目となります。

長崎労働局長安全衛生表彰

労働安全衛生法は、働く人の安全と健康を確保し、快適な職場環境をつくるため、事業主に労働災害の防止に取り組むよう定めています。

表彰は、一定期間無災害で、職場のリスクを低減する取組が特に活発に行われているなど、他の模範と認められる優良な事業場や団体、また、事業者団体の役員や学識経験者などで、長年にわたり安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功労者をたたえます。

概要

平成26年度長崎県産業安全衛生大会は、西彼杵郡時津町の「とぎつカナリーホール」にて開催され、県内各地から経営首脳者、安全衛生担当者など370名が参加しました。

(局長挨拶)



大会は、下記次第により実施されました。

- 1 開会のことば (建設業労働災害防止協会 長崎県支部長)
- 2 代表挨拶 ((一社)長崎県労働基準協会 会長)
- 3 行政あいさつ (長崎労働局長)
- 4 長崎県産業労働部長祝辞
- 5 表彰
 - ・長崎労働局長表彰
 - ・(一社)長崎県労働基準協会会長表彰
 - ・(一社)日本クレーン協会長崎支部長表彰
 - ・労働災害防止団体(会長)表彰
- 6 大会宣言 (長崎産業保健総合支援センター 副所長)
- 7 講説「STOP ザ 労働災害」
 - (長崎労働局 健康安全課長)
- 8 特別講演「明るい職場は笑顔から」
 - (矢野 大和氏)
- 9 閉会のことば
 - (林業・木材製造業労働災害防止協会 長崎県支部長)

(表彰式)



(健安課長講説)



本年度、長崎労働局長表彰を受賞された事業者及び個人は次のとおりです。

平成 2 6 年度 長崎労働局長 安全衛生表彰受賞者

(敬称省略)

優良賞：1社、奨励賞：4社、安全衛生推進賞：1名

賞の種類	受賞者名・代表者・所在地など	表 彰 の 理 由 (抜 粋)
長崎労働局長 優良賞 (安全確保対策)	信越石英株式会社 佐世保工場 (佐世保市三川内新町) TEL 0956-26-3101	平成22年9月3日から無災害であること。 平成21年10月より厚生労働省の指針を元に労働安全衛生マネジメントシステムを導入していること。 平成21年の長崎労働局長奨励賞を受賞後もパトロール、安全衛生教育など創意工夫し、行っていること。
長崎労働局長 奨励賞 (安全確保対策)	株式会社長崎大建 (長崎市出来大工町) TEL 095-833-2810	約30年以上労働災害が発生していないこと。 毎月、代表者又は安全担当者によるパトロールを行い、指摘事項があった際は文書を交付し、改善を求めている。 現場代理人に「リスクアセスメント研修会」を順次受講させ、今後、マネジメント導入を計画していることなど。
長崎労働局長 奨励賞 (安全確保対策)	住商エアバッグ・システムズ株式会社 (松浦市調川町) TEL 0956-27-9111	平成23年9月1日から無災害であること。 年間計画を作成し、変更が生じた場合においても再度調整しているもの。 毎月、安全衛生委員会によるパトロールを実施し、各現場の評価結果を記録し、その推移を確認していることなど。
長崎労働局長 奨励賞 (安全確保対策)	伸和コントロールズ株式会社 (大村市雄ヶ原町) TEL 0957-52-7501	平成4年2月1日から無災害であること。 安全管理者、衛生管理者により毎週パトロールを行い、指摘事項があった場合は問題となる事項に写真とコメントを記載し、改善を求めていることなど。
長崎労働局長 奨励賞 (安全確保対策)	株式会社早田組 (対馬市美津島町) TEL 0920-54-2063	平成21年10月から無災害であること。 自社で「建設工事現場のリスクアセスメント実施要領」を作成し、各現場における現場代理人が主体となってリスクアセスメントを行っていること。 総括安全衛生管理者以外に社長自ら毎月1回全ての建設現場にパトロールを行っていることなど。
長崎労働局 安全衛生推進賞	峯 雅司	平成26年5月末定年退職(大石建設(株))に至るまで入社以来39年の永きにわたり港湾土木工事現場の技術者そして労働安全衛生責任者として業務に精励し、第一線で活躍したこと。

(注1) 労働安全衛生マネジメントシステムとは、厚生労働大臣が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づき、経営トップが職場の安全衛生に係る方針を表明し、PLAN(計画) DO(実施) CHECK(評価) ACT(改善)というサイクル(PDCAサイクル)を継続的に実施し、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とした安全衛生管理の仕組みをいい、建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS: コスモス)は、同指針に基づき、建設業固有の特性を踏まえた安全衛生管理の仕組みのことをいいます。

(注2) リスクアセスメントとは、労働安全衛生法第28条の2に規定されている事業者の行うべき調査等であり、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法をいいます。